**指定訪問介護サービス・第１号訪問事業（訪問介護相当サービス）**

**サービス利用契約書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高山市千島町１２５７番地の２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人　清徳会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ホームヘルプサービスセンター南風園

重要事項説明書　　　　　　　　　 　（P．２　～　P．８）

指定訪問介護サービス・

第１号訪問事業（訪問介護相当サービス）サービス利用契約書

（P．９　～　P．１５）

重要事項説明書

訪問介護サービス及び第１号訪問事業（訪問介護相当サービス）（以下「第１号訪問介護事業」という。）サービス提供にあたり、介護保険法で規定される厚生労働省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月31日厚生労働省令第35号）に基づき、当事業者がお伝えすべき事項は次のとおりです。

１．事業者について

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 | 社会福祉法人清徳会 |
| 所在地 | 岐阜県高山市新宮町1322番地の1 |
| 電話番号 | 0577-36-5565 |
| 代表者名 | 理事長　剱田　廣喜 |
| 設立年月日 | 昭和63年10月18日 |

２．事業所について

（１）名称・所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所  平成12年3月17日岐阜県指定　2172700169  第１号訪問事業所  平成30年4月1日高山市指定　 2172700169 |
| 事業所の名称 | ホームヘルプサービスセンター南風園 |
| 所在地 | 岐阜県高山市千島町1257番地の2 |
| 電話番号等 | （電話）0577-33-3730　（FAX）0577-33-3751 |
| 管理者の氏名 | 管理者　加藤　晃代 |
| 開設年月日 | 平成16年7月1日 |

（２）ご利用施設であわせて実施する事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | | 指定年月日 | 指定番号 | 利用  定数 |
| 施設 | 指定介護老人福祉施設 | 平成16年7月１日 | 2172700524 | 100名 |
| 居宅 | 指定短期入所生活介護  指定介護予防短期入所生活介護 | 平成16年7月１日  平成18年4月1日 | 2172700524 | 18名 |
| 指定通所介護  第１号通所事業（通所介護相当サービス） | 平成16年7月１日  平成30年4月1日 | 2172700532 | 40名 |

（３）事業の目的

　　　要介護状態又は要支援状態及び基本チェックリストに該当する高齢者等に対し、居宅サービス計画書（以下、「ケアプラン」という。）に基づき、適正な指定訪問介護及び第１号訪問事業サービスを提供することを目的とする。

（４）運営の方針

　　　要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

３．職員

（１）管理者

運営方針を遵守し、事業所の職員管理及び業務の管理を一元的に行います。

（２）サービス提供責任者

運営方針を遵守し、利用者に快適な介護サービス等が提供できるよう調整します。

（３）ホームヘルパー

運営方針を遵守し、ケアプランに沿って適切な介護等のサービスを行います。

４．営業時間

|  |  |
| --- | --- |
| 営 業 日 | 年中無休 |
| 営業時間 | 午前6時～午後10時 |

５．事業の実施地域

|  |  |
| --- | --- |
| 実施地域 | 高山地域、一之宮地域（段、奥地区を除く）、清見地域（三日町周辺区域）、丹生川地域（町方周辺区域）、国府地域（三川周辺区域） |

６．サービス利用料金

　下記の料金表に基づき、ご利用者の要介護度等に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（１）介護給付訪問介護　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【単位：円】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 身体介護 | 生活援助 |
| 20分未満（中重度者対象） | 163 | ― |
| 20分以上30分未満 | 244 | ― |
| 30分以上1時間未満 | 387 | ― |
| 20分以上45分未満 | ― | 179 |
| 45分以上 | ― | 220 |
| 緊急時訪問介護加算（上記金額に加算） | 100 | |
| 初回加算 | 200／月 | |

（２）身体介護と生活援助を組み合わせた場合　　　　　　　　　　　　【単位：円】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 身体介護  生活援助 | 身体介護20分未満 | 身体介護30分以上  1時間未満 |
| 身体介護に引き続き生活援助を20分以上 | 309 | 452 |
| 〃　　　　　　 45分以上 | 374 | 517 |
| 〃　　　　　　 70分以上 | 439 | 582 |
| 初回加算 | 200／月 | |

※一定以上所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割又は3割になり

ます。

介護職員等処遇改善加算（介護職員等ベースアップ等支援加算含む）として一月あたりの総単位数に20.3％（令和6年6月より22.4％）を加算致します。

（３）第１号訪問事業（本人負担分）　　　　　　　　　　　　　【単位：円／月額】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１号訪問事業費(Ⅰ) | 週1回程度の利用が必要な場合 | 基本チェック該当者  要支援1  要支援2 | 1,176 |
| 第１号訪問事業費(Ⅱ) | 週2回程度の利用が必要な場合 | 基本チェック該当者  要支援1  要支援2 | 2,349 |
| 第１号訪問事業費(Ⅲ) | (Ⅱ)を超える利用が必要な場合 | 要支援2 | 3,727 |
| 初回加算 | | 200 | |

※一定以上所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割又は3割になり

ます。

介護職員等処遇改善加算（介護職員等ベースアップ等支援加算含む）として一月あ

たりの利用料に20.3％（令和6年6月より22.4％）を加算致します。

（４）キャンセル料

　　　利用のキャンセルについては、前日までは無料、当日のキャンセルにいては1,000

円を徴収する場合があります。

（５）お支払い方法について

　　 前月（1日から月末まで）のご利用に対する利用料金請求書を翌月15日までに送付します。

　　 お支払いは、毎月27日（休日に当たる場合は翌日）に指定の口座から自動引き落としとさせていただきます。この場合、領収書は翌月の請求書送付時に同封してお送りいたします。

自動引き落としの契約ができない場合は、同封の振り込み用紙にて請求書が送付された当月の月末までに金融機関からお振り込みください。この場合は、金融機関が発行する領収書で当法人の領収に代えさせていただきます。

　　指定振り込み金融機関及び口座番号

高山信用金庫　日枝支店（ひえしてん）　普通預金　№０２３４９６９

　　名　　　義

社会福祉法人　清徳会　特別養護老人ホーム　南風園

７．苦情等の申立て窓口

当施設のサービスについて、不明な点や疑問、苦情については、下記の苦情相談窓口で対応します。また、ご意見箱や当事業者で設置する第三者委員での受付けも致しておりますのでご利用下さい。

（苦情相談窓口）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担　当　者 | 受付時間 | 連絡先 |
| 管理者・施設長 | 8:30～17:30 | 0577-33-3730 |

（第三者委員）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 受付時間 | 連絡先 |
| 田中　正躬 | 8:30～17:30 | 0577-32-6643 |
| 中丸　輝彦 | 0577-33-5983 |

※第三者委員とは、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため外部の有識者に委嘱した組織です。

（行政機関等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談窓口 | 受付時間 | 連絡先 |
| 高山市　高年介護課 | 8:30～17:15 | 0577－35－3178 |
| 高山市包括支援センタ－ | 8:30～17:15 | 0577－35－2940 |
| 岐阜県運営適正化委員会 | 8:30～17:15 | 058－278－5136 |

８．緊急時の対応方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の主治医 | 氏名 |  |
| 所属医療機関の名称 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 緊急連絡先 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| 昼間の連絡先 |  |
| 夜間の連絡先 |  |

９．事故発生の防止及び発生時の対応について

　　事故の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

（１）事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合の報告、改善策について職員に周知徹底を図る体制を整備します。

（２）事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に実施します。

　　また、サービス提供時において、予期せぬ事故が発生した時は、次のとおり迅速か

つ適切な対応により円滑かつ円満な解決に努めます。

①利用者及びご家族への対応

（ⅰ）最善の処置

介護事故が発生した場合、先ず利用者に対して可能な限りの緊急措置を行うなど最善の処置を行います。

（ⅱ）管理者への報告

速やかに管理者に報告するとともに、状況に応じて主治医の指示で医療機関へ移送します。

（ⅲ）利用者及び身元引受人等への説明

できるだけ速やかに利用者やご家族に誠意をもって説明し、申し出についても誠実に対応します。

（ⅳ）事故記録と報告

速やかに事故報告書を作成し再発防止対策に努めます。

②行政機関等への報告

重大な介護事故や死亡事故などが発生した場合は、速やかに関係機関へ報告します。

10．虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

（２）虐待の防止のための指針を整備し、職員に対して、虐待を防止するための研修を定期的に実施します。

11．個人情報の保護について

当事業所では、個人情報保護に積極的に取り組み、よりよいサービスの提供等本来の利用目的の範囲を超えて利用はいたしません。なお、この場合の個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を選別できる情報をいいます。

12．業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実

施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（１）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（２）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行います。

13．訪問介護計画及び第１号訪問事業計画

当事業所では、あなたの心身の状況やご希望、環境を踏まえて援助方向性や目標、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画又は第１号訪問事業計画を作成します。

なお、ケアプランが作成されている場合は、それに沿って作成し、計画を変更した場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容の確認をするものとします。

14．担当職員の変更

　　利用者はいつでも担当職員の変更を申し出ることができます。その場合、事業所では代わりの職員がいないなど変更を拒む正当な理由が無い限り、変更の申出に応じます。

　　なお、担当職員が退職する等止むを得ない事情により、担当職員を変更することがあります。

15．契約の終了について

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（１）要介護認定により心身の状況が自立と判定された場合。（基本チェックリスト該当者は除く。）

（２）利用者から契約解除の申し出があった場合。

（３）事業者から契約解除の申し出を行った場合。

（４）利用者又は家族が、職員の生命、身体、財産及び名誉を傷つける（ハラスメントを含む。）など、その人権を侵害した事により、本契約を継続しがたい事情が認められた場合。

（５）利用者又は家族等と、事業者との信頼関係に支障（ハラスメントを含む。）をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合。

（６）利用者及び家族によるサービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、その支払を督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。

（７）事業者が解散した場合、破産した場合又は止むを得ない事由により当施設を閉鎖した場合。

（８）施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。

（９）当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

16．身元引受人及び連帯保証人の責務について

　 利用者がサービスを利用するために必要なすべての事項に対する最終的な責任を

負っていただきます。特に「指定訪問介護サービス・第１号訪問事業（訪問介護相当

サービス）サービス利用契約書」の第13条（身元引受人）及び第14条（連帯保証人）に定める事項については必ずご確認ください。

17. 福祉サービス第三者評価実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　　容 |
| （1）実施の有無 | 有　　　・　　　無 |
| （2）実施年月日（直近実施日） | 令和　　年　　月　　日 |
| （3）実施した評価機関 |  |
| （4）評価結果の開示状況 |  |

指定訪問介護サービス及び第１号訪問事業（訪問介護相当サービス）

サービス利用契約書

甲（利用者）

乙（事業者）社会福祉法人　清徳会

　（事業所）ホームヘルプサービスセンター　南風園

　　利用者（以下「甲」という。）は、指定訪問介護サービス事業所及び第１号訪問事業所（訪問介護相当サービス）（以下「第１号訪問事業」という。）ホームヘルプサービスセンター南風園（以下「乙」という。）のサービスを利用するにあたり、次のとおり「指定訪問介護サービス及び第１号訪問事業サービス利用契約」を締結します。

記

（契約の目的）

第１条　本契約は、介護保険関係諸法令の定めるところ及びこの契約書に従い、乙が甲に対し、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようホームヘルプサービスを提供します。

２　乙は、甲の要介護・要支援状態区分等に従って、甲に対しサービスを提供します。

３　甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、「重要事項説明書」の記載に従い利用料の自己負担分を支払います。

（契約期間）

第２条　この契約の有効期間は、要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。（基本チェックリスト該当者は除く。）

２　上記契約期間満了2週間前までに甲から更新拒絶の申し出がない場合、乙は甲に対し契約更新の意思があるものとし、本契約と同一内容で1年間契約を更新するものとします。以後も同様とします。

３　甲から更新拒絶の意思が表示された場合は、乙は他の事業者の情報を提供するなど、必要な措置をとります。

（乙が提供できる介護サービスの内容）

第３条　乙は甲に対して、甲が一時的に居宅において日常生活を営むのが困難な場合に、乙が甲に交付した重要事項説明書記載の事業所がホームヘルプサービスを提供します。なお、サービス内容については次のとおりです。

（１）家事援助（家事・掃除・買物等）

（２）身体介護（食事・排泄・入浴等）

（サービス記録）

第４条　乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完成の日から5年間保存します。

２　甲及び甲の家族（身元引受人）は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧・コピーを求めることができます。コピーの場合、乙は実費相当額を請求することができます。

（契約の終了）

第５条　次の各号に該当する場合は本契約は終了します。

（１）甲が死亡したとき

（２）甲が第6条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき

（３）乙が第7条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき

（４）当法人が解散、破産等のやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合

（５）当事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

（６）当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（甲の解除権）

第６条　甲は乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、２週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

（乙の解除権）

第７条　乙は、甲が次の各号に該当する場合には、3週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

（１）甲が正当な理由なく、利用料その他甲が乙に対し支払うべき費用を3か月以上滞納したとき

（２）甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないと判断されるとき

（３）甲の身元引受人や家族が、甲のサービス利用安定のための乙からの協力要請に対し、正当な理由なく拒否するとき

（ホームヘルプサービス計画の作成及び変更）

第８条　乙は、甲の心身の状況や希望及びそのおかれている環境を踏まえて、ケアプランに基づき、速やかに訪問介護計画又は第１号訪問介護事業計画を作成します。

２　ホームヘルプサービス計画には、訪問介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

３　乙は、ホームヘルプサービス計画・作成後も、当該計画の実施状況を把握し、甲の希望にも配慮し必要に応じて当該ホームヘルプサービスの変更を行います。また、ケアプランに変更があった場合も同様です。

４　甲は乙に対し、いつでもホームヘルプサービス計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、乙は明らかに変更の必要がないとき又は変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、甲の希望に添うように変更します。

５　乙は、ホームヘルプサービス計画を作成又は変更したときは、甲及び甲の家族に対しその内容を書面にて説明し確認するものとします。

（ケアプラン変更の援助）

第９条　乙は、甲がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）に連絡するなど必要な援助を行います。

（介護保険等の適用を受けないサービスの説明）

第10条　乙は、その提供するサービスのうち、介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の適用を受けないものがある場合には特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

（事故発生時の対応及び損害賠償）

第11条　乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに甲の身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

２ 前項の場合において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙はすみやかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

３　前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

（サービスに関する苦情処理）

第12条　甲及び甲の身元引受人は、乙が提供するサービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」に記載の苦情受付窓口に問合せや苦情の申立てをなすことができます。その場合、乙はすみやかに事実関係を調査し、改善の必要性の有無並びに改善の方法について甲に報告します。

２　乙は、甲及び甲の身元引受人から前項の問合せや苦情の申立てがなされたことをもって、甲に対しいかなる不利益や、差別的取り扱いもいたしません。

（身元引受人）

第13条　乙は甲に対し、身元引受人を求めます。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、成年後見制度及び日常生活自立支援事業に基づき関係機関と協議して決定します。

２　身元引受人は、次の責任を負います。

甲が疾病等により医療機関に受診、入院する場合、手続きが円滑に進行するよう協力

する。

（連帯保証人）

第14条　乙は甲に対し、連帯保証人を求めます。連帯保証人は、次の各号の責任を負います。

（１）連帯保証人は、乙に対して甲が本契約上負担する一切の債務を、極度額100万

円の範囲内で連帯して保証する。本契約が更新された場合においても、同様とする。

（２）連帯保証人から請求があったときは、乙は、連帯保証人に対し、遅滞なく、甲

の利用料の支払い状況や滞納額等、甲の全ての債務の額等に関する情報を提供し

なければならない。

（サービス利用料金の支払い）

第15条　甲は、要介護度に応じて第３条に定めるサービスを受け、「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づき、甲が負担すべき額を乙に支払ものとします。

２　前項に定めるサービス利用料金は、１か月ごとに計算し、甲はこれを翌月末日までに指定した方法で支払うものとします。

（サービス利用料金の変更）

第16条　前条に定めるサービス利用料金について、介護報酬の改定、経済状況の著しい変化、その他諸般の事情によりやむを得ない事由がある場合、乙は甲に対して変更内容を事前に説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

２　甲は、前項の変更に同意できない場合には、本契約を解除することができます。

３　甲が第1項に基づき契約内容を変更する場合は、契約内容の詳細をあらわした「重要事項説明書」で乙が甲に対し説明し、同意を受け署名を得ることを以って契約の更新とします。

（守秘義務）

第17条　乙及び乙の職員は、訪問介護サービス事業所及び第１号訪問事業（訪問介護相当サービス）サービスを提供する上で知り得た甲又はその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

２ 　乙は、甲に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に甲に関する個人情報を提供できるものとします

３　乙は、居宅介護支援事業者等に対して、本契約に関係する甲の情報を提供する場合があり、予め本契約にて同意を得るものとします。

（裁判管轄）

第18条　この契約に関する紛争の訴えは、乙の住所地を管轄する裁判所を専属的な第一審の管轄裁判所とします。

（契約に定めのない事項）

第19条　この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、乙は、甲及び甲の身元引受人との間で協議のうえ誠意をもって解決するものとします。

私は、訪問介護サービス及び第１号訪問事業（訪問介護相当サービス）サービスの提供に際し、利用者及び身元引受人に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月31日厚生労働省令第35号）に定める重要事項の説明を行いました。

年　　　月　　　日

　　　指定訪問介護事業所　ホームヘルプサービスセンター南風園

　　　説明者職氏名

本契約を証するため本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

　　　　年　　　月　　　日

１．私（利用者及び身元引受人）は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、理解したうえでサービスの提供開始に同意し、本契約を申し込みます。

２．契約書第17条第3項に定める規定について、会議等で必要な場合に個人情報（家族を含む）を用いることにつき予め同意します。

利用者（「甲」）　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は、利用者の意思を確認したうえ次の理由により署名を代筆しました。

（１．寝たきり　　２．認知症　　３．手の障害　　４．その他　　　　　　　）

住所について入所者と同じ場合は「同上」と記入

署名代筆者　　　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲との続柄　　　　　　）

（署名代筆者と同じ場合は氏名・続柄を記入し、住所は「署名代筆者に同じ」と記入）

身元引受人　　　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲との続柄　　　　　　）

（署名代筆者若しくは身元引受人と同じ場合は氏名・続柄を記入し、住所は「署名代筆者若しくは身元引受人に同じ」と記入）

連帯保証人　　　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲との続柄　　　　　　）

乙は甲の申込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

事 業 者（「乙」）

所 在 地 岐阜県高山市千島町１２５７番地の２

　　　名　 称 社会福祉法人　清　徳　会

　　　　　　　　　　　ホームヘルプサービスセンター 南　風　園

　　　管 理 者　　　　　　　　　　　加　藤　晃　代　　　㊞